

まえがき

本資料は、ブラジルにおいて制定された遺伝子組換え作物に関する規制の骨格を形成する法律「バイオセキュリティ法（2005 年 3 月 24 日付法律第 11.105 号）」およびその施行細則に相当する「2005 年 11 月 22 日付政令第 5.591 号」「2005 年 11 月 23 日付省令第 725 号」を邦訳したものである。

周知のとおり、遺伝子組換え作物はアメリカ、カナダ、アルゼンチンを中心として 1994 年以降商業栽培され、その栽培面積を拡大してきた。ブラジルにおける遺伝子組換え作物の生産は、アルゼンチンからの非合法種子の移入により開始され、南部のいくつかの州を中心として拡大してきた。

ブラジルにおける遺伝子組換え作物の商業栽培をめぐる認可問題は、上記のような違法種子による栽培という経緯も関連しつつ、政治および司法上の争点となり、様々な紆余曲折をとげることとなった。ここではその詳しい経緯を述べることはできないが、最終的に本資料に訳出した「バイオセキュリティ法」が施行されたことで、ひとつの峠を越えたと言えることができよう。ここに遺伝子組換え体およびその派生物に関する審査および認可、その他関連の法制度が確立したからである。

ブラジルは、大統領令による暫定的な栽培認可が認められた 2003/04 年度時点で、すでにアメリカ、アルゼンチンに次ぐ世界第 3 位の組換え大豆生産国であった。今後も組換え大豆の生産や他の作目での組換え品種の採用が進んでいくことが予想される。今日ブラジルは、世界の主要な穀物供給国であり、将来、ブラジルがどのように遺伝子組換え技術を活用していくかは、食料需給動向や途上国への組換え作物の普及という観点からも注目していく必要がある。本資料が、ブラジルにおける遺伝子組換え作物をめぐる制度面での理解に資することができれば幸いである。

なお、本資料に関わる企画および編集は、清水純一企画科長が担当した。

平成 19 年 3 月

農林水産政策研究所